平成２４年（フ）第３２２号
仙台市青葉区小松島２丁目24番11号　高松アパート103
債務者　許　　光耀
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３６８号
仙台市宮城野区五輪２丁目９番14―205号
債務者　郷古　進一
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１７０号
茨城県水戸市末広町３丁目６番37号
債務者　橋本由起子（旧姓長田）
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１７９号
茨城県笠間市下郷4218番地　アズマハウスＢ
債務者　齋藤　暢之
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第７６号
滋賀県彦根市東沼波町1220番地１　101号、前住所滋賀県愛知郡愛荘町長野2248番地34
債務者　立岡　修一
1　決定年月日時　平成24年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第４５２号
京都市伏見区久我本町12番地の11　朝日プラザ伏見桂川1107号
債務者　マキノ整体院こと牧野哲大こと　牧野哲寛
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２２４号
兵庫県姫路市飾磨区下野田２丁目420番地25
債務者　大前麻由子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２６８号
広島市東区戸坂山根２丁目４番10―101号
債務者　中本　隆雄
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３７５号
広島県廿日市市佐方４丁目５番７号
債務者　坂田　陽子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４０１号
福岡市博多区堅粕３―５―５―915
債務者　御厨　敬慈
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４６号
山梨県甲府市富竹２丁目２番３号ルート502201
債務者　井上　嗣史
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４９号
山梨県甲府市北新１丁目８番12号
債務者　志村　　孝
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９４６号
大阪府高槻市真上町１丁目20番11号、前住所大阪府摂津市学園町２丁目８番32―203号
債務者　東元摩理子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１８３号
大阪市浪速区日本橋３丁目７番３―906号
債務者　岩村　　亮
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３６７号
大阪市平野区長吉長原３丁目15番28号　プリンスハイツＥ303
債務者　岩永　滋子（旧姓吉）
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４７２号
大阪府守口市金田町２丁目35番20号、前住所大阪府守口市八雲東町２丁目53番11号
債務者　小川　健二
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５２１号
大阪市住之江区中加賀屋１丁目１番12―702号
債務者　堀　　勝也
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部